

固定資産税 課税標準特例適用(汚水・廃液施設、除害施設) 申告書

令和 年 月 日

安 城 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称 (※)

※法人の場合には、記名押印ください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしてない場合は、記名押印してください。

地方税法附則第15条 第2項 第 号の規定による固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける償却資産は、下記のとおりです。

1 特例の適用を受ける償却資産

別紙償却資産種類別明細のとおり(内特例の対象資産となる令和 年新規取得分)

※上の括弧内には、今回新たに特例対象となる資産を取得した年を記入ください。過年度もれがある場合は、その分を追記ください。
※種類別明細書には、特例対象となる資産を明示するよう次のとおり明細書の各欄に記入ください。なお、特例対象となる資産を抽出し、別に明細書を作成しても構いません。 例 備考欄→特例対象の種類を記入 課税標準の特例→特例の率を記入(電算申告のみ)

2 特例の適用に必要とする要件の状況等

項番	要件内容	記載欄
1	特例の対象となる対象資産は、全て既存設備に代えて設置される更新設備以外の新規設備ですか。 (更新設備は特例の対象外となります。地方税法施行令附則第11条第5項参照)	はい・いいえ
2	(地方税法附則第15条 第2項第1号の適用を受ける場合) 特例の対象となる対象資産は、水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設ですか。	はい・いいえ
3	(地方税法附則第15条 第2項第5号の適用を受ける場合) 特例の対象となる対象資産は、下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設ですか。	はい・いいえ

添付書類(以下の書類を添付ください)

○汚水又は廃液の処理施設の場合 特定施設設置(変更)届出書(写し) 特例の対象となる資産が特定施設等に該当することが確認できる書類(写し)	○除害施設の場合 除害施設設置(変更)届出書(写し) 特例の対象となる資産が除害施設に該当することが確認できる書類(写し)
---	---